

## 第7章 子どもの権利の保障の検証

### 第47条 権利委員会の設置等

(権利委員会の設置等)

第47条 市は、子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障の状況を検証するため、札幌市子どもの権利委員会(以下「権利委員会」といいます。)を置きます。

2 権利委員会は、前条第1項の推進計画について意見を述べるほか、市長その他の執行機関の諮問に応じ、又は必要があるときは自らの判断で、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について、調査し、審議します。

3 権利委員会は、15人以内の委員で組織します。

4 委員は、人権、福祉、教育等の子どもにかかわる分野において学識経験のある者及び15歳以上の子どもを含む市民のうちから市長が委嘱します。

5 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

6 委員は、再任されることができます。

7 前各項に定めるもののほか、権利委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定めます。

本条は、市における子どもにかかわる施策を、子どもの権利の保障の観点から調査、審議し、その内容を市長等に答申又は報告する機関として、「札幌市子どもの権利委員会」を設置することを規定しています。

#### 【解説】

##### (1) 第1項・第2項関係

ここでは、権利委員会の所掌事項等について規定しています。権利委員会の職務としては、推進計画の策定や見直しに当たって意見を述べることと、市長その他の執行機関の諮問等に対して、子どもの権利の保障の状況を調査し、審議することが挙げられます。

推進計画を策定することや権利委員会における子どもの権利の保障の状況の調査・審議を通して、条例の実効性がより確実なものになります。

権利委員会に対する諮問事項としては、例えば、札幌市における子どもの

参加の状況に関することや、札幌市の相談・救済体制に関する事など、市の施策全般に影響を及ぼす事項が対象となります。

なお、「必要があるとき」とは、市長その他の執行機関の諮問の有無にかかわらず、子どもの権利の保障の状況について、検証に取り組むことなどを想定しています。

また、市長以外の「執行機関」としては、札幌市教育委員会が主なものとして挙げられます。

#### (2) 第3項、第5項及び第6項関係

ここでは、権利委員会の委員構成等について、検証機能の確保と委員の負担のバランスを考慮し、人数を15人以内、任期を2年としています。また、必要に応じて、再任されることができることを規定しています。

#### (3) 第4項関係

ここでは、権利委員会の構成員には、15歳以上の子どもを含む市民のうちから市長が委嘱することを規定しています。

子どもの権利に関する施策の実施状況について、子ども自身が直接参加して意見を述べることは、大きな意義があるほか、第26条に定める「審議会等への子どもの参加」の理念を具現化する取組でもあります。

ここで、子ども委員の年齢を15歳以上としているのは、施策の実施状況の検証には、相当程度の知識、経験が求められることから、義務教育終了段階程度の子どもの年齢が適当であると考えられるためです。

なお、15歳未満の子どもの意見を必要とすることも考えられることから、その際は、別途アンケート調査等の実施を検討することになります。

#### (4) 第7項関係

ここでは、権利委員会の組織及び運営に関する詳細な事項は、規則において、別途定める必要があることから、この趣旨を規定しています。

## 第48条 答申等及び市の措置

( 答申等及び市の措置 )

第48条 権利委員会は、前条第2項の諮問を受けたとき、又は自らの判断で調査し、審議したときは、その結果を諮問した執行機関又は必要と認める執行機関に答申し、又は報告します。

2 権利委員会からの答申又は報告を受けた執行機関は、これを尊重し、必要な措置を講ずるものとします。

本条は、権利委員会からの提言とそれに対する執行機関の措置に関する手続について規定しています。

### 【解説】

#### (1) 第1項関係

ここでは、権利委員会において調査し、審議した結果は、諮問した執行機関や必要と認める執行機関に答申し、又は報告することを規定しています。

#### (2) 第2項関係

ここでは、執行機関が、権利委員会の提言した内容を尊重し、その趣旨を踏まえて必要な措置を講じなければならないことを規定しています。